

葉山町立学校における 働き方改革推進指針

～ 葉山町の学びを支える教職員が生き生きと輝き、
子ども達が健やかに成長する魅力ある学校を目指して ～



葉山町教育委員会
(令和2年 5月)

目次

1	はじめに ～指針策定の背景・理由～	1
2	基本的な考え方	2
	(1) 学校における働き方改革の目的	
	(2) 働き方改革を推進するための4つの視点と主な内容	
	(3) 本指針の策定にあたって	3
	(4) 指針策定までの取組	
3	具体的な取組	4
4	取組の進捗管理について	8
5	おわりに	8

1 はじめに ～ 指針策定の背景・理由 ～

近年、社会環境の変化に伴い、子ども達を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校に求められる役割も多岐にわたってきています。また、グローバル教育や情報教育など、新しい教育への対応も求められています。その一方で、教職員の慢性的な超過勤務が問題視されるようになってきました。

平成29年度に、指定都市を除く県内全市町村の小・中学校から抽出した計90校を対象に実施された「市町村立学校勤務実態調査」によれば、小学校、中学校ともに教職員1人当たりの1日の平均超過勤務が1時間以上あり、特に、教頭及び中学校の総括教諭・教諭においては、1日の超過勤務が3時間以上となっていました。また、1日あたり45分の休憩時間が取れず、特に総括教諭・教諭は休憩時間が平均5分となっている実態も明らかになりました。

この状況に鑑み、国や県では学校における働き方改革に関する対策や取組について検討が行われ、平成31年1月に、国が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、令和元年10月に、県が「神奈川県教員の働き方改革に関する指針」を策定しました。

さらに、令和元年12月には「給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）」が改正され、令和2年1月には、前述の国のガイドラインが、法的規範性を強めた「指針」に格上げされるなど、教職員の超過勤務の削減に向けた取組のさらなる徹底が義務付けられました。これを受け、県も、令和2年4月1日より、前述の指針を条例化するとともに、「県立学校の教職員の業務量の管理に関する規則」を制定しました。

本町では、前述の「市町村立学校勤務実態調査」に際し、抽出した小・中各1校において、小学校で1日平均2時間半、中学校で1日平均3時間半の超過勤務となっていました。

超過勤務の要因としては、日々の業務に加え、いじめや不登校、子どもの貧困問題等、児童・生徒に関する課題が複雑化・困難化していることや、地域・保護者への対応や中学校の部活動等、教職員が取り組む業務が多様化していることなどが挙げられます。

学校における働き方改革を推進するためには、国や県の動向を踏まえ、施設設備に関わるハード面の整備と、学校内外における教職員の業務内容の見直しを含めた意識改革を効果的に行うことが必要です。そして、それらを実効性のある形で進めるためには、学校と教育委員会の連携はもとより、地域や保護者、その他の機関の理解を得ることも不可欠です。

町教育委員会では、平成30年度より学校における働き方改革に関する検討を開始し、令和元年度にいくつかの具体的な取組を実施しています。また、学校における教育課題を検討・協議するために令和元年度より設置した「葉山町教育課題検討会議」において、喫緊の課題として働き方改革を取り上げ、協議を重ねてきました。その結果を受け、この度「葉山町立学校における働き方改革推進指針」を策定しました。

本指針では、学校における働き方改革の推進について、その方向性や具体的な取組を示しています。

2 基本的な考え方

《葉山町が目指す教育》

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善
- ・学校がチーム一丸となって行う組織的・系統的な指導



(「葉山町学びづくりハンドブック」【はじめに】より)

「多様性を認め合い 夢の実現に向かって 主体的に学び続ける葉山の子ども」の育成
(「9年間を見通した育てたい葉山の子ども像」より)

(1) 学校における働き方改革の目的

- 学校における日々の業務を見直し、整理及び改善を行うことで、教職員が、授業づくりをはじめ、児童・生徒に関わる業務に専念する時間を確保します。
- 教職員一人ひとりが適正な休憩や休養をとり、心身ともに健康で充実した生活を送ることで、ゆとりをもって児童・生徒への指導・支援を行います。

(2) 働き方改革を推進するための4つの視点と主な内容

1 業務改善

- 各種会議の内容及び開催日の精選（教育委員会）
- カリキュラムの検討（各学校）
- 教育委員会関連事業に係る各種様式等の検討
- 「葉山町立中学校における部活動の方針」の施行

2 環境整備

- 超過勤務の改善 : 閉校日の設定
夜間及び休日等の留守番電話による対応
I Cカードを利用した出退勤管理システムの導入
- 統合型校務支援システムの導入

3 人的支援

- スクールサポートスタッフの配置
- 学生相談員等（ボランティア）の登録制度
- 地域人材の活用

4 健康・安全

- ストレスチェックの実施

(3) 本指針の策定にあたって

本指針の策定にあたっては、国及び県の指針に基づき、下記項目の遵守を目指します。

文部科学省「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年4月）」

神奈川県 「神奈川の教員の働き方改革に関する指針（令和元年10月制定、令和2年4月条例化）」

《指針に定められた遵守事項》

○業務を行う時間の上限

⇒1か月の時間外在校等時間について 45時間以内

1年間の時間外在校等時間について 360時間以内

*在校等時間：在校している時間、校外における研修及び児童・生徒の引率

○教育委員会が講ずべき措置

⇒在校等時間をタイムカード等により客観的に計測し、公文書として管理する。

3 具体的な取組

1 業務改善の視点

○教育委員会関連事業に係る会議等の内容及び開催日の精選

目的：会議の精選及び回数削減等により、教職員が学校において業務に専念する時間を確保する。

内容：社会の動向や学校の実態に鑑み、会議の廃止、開催回数の削減、参加人数の削減、新規会議の設置等を行う。

令和元年度

令和2年度

令和3年度以降

回数削減：教頭会議
人数削減：特別支援級担当者会
廃止：児童生徒指導連絡協議会
新規：教育課題検討会議

引き続き検討・実施

○各校におけるカリキュラムの検討

目的：教科に関すること、行事に関すること等、学校の実態についての検証を行い、教職員の業務内容を明確にするとともに、既存の教育活動のあり方について検討する。

内容：授業時間確保のため、行事等の廃止や地域等への委託を含め、各校の教育活動について校内で協議・検討する。各校の取組については、教育課題検討会議等で情報共有を図る。

令和元年度

令和2年度

令和3年度以降

校内での検討と実施、他校との情報共有
地域連携のあり方検討（学校・教育委員会）等

学校間の情報共有の推進
（NASサーバの有効活用等）

○教育委員会関連事業に係る各種様式等の検討

目的：各種様式等の内容を検討し、簡略化等を行うことで、書類作成に係る時間を削減する。

内容：学校で扱う文書の様式や、研修等の報告に係る様式、各種授業に係る指導案の形式等の見直しを行う。必要事項を焦点化し、可能な限り簡略版を作成する。

令和元年度

令和2年度

令和3年度以降

検討・実施
・町初任研報告様式の簡略化

引き続き検討・実施
・指導要録抄本、指導案、その他報告様式等
（校務支援システムの活用を含む）

○「葉山町立中学校に係る部活動の方針」の施行

目的：生徒の健全な生活と成長及び教職員の働き方改革に資する。

内容：部活動における、運営体制の整備、安全管理、適正な休養、地域との連携等

検証：教職員へのアンケート等

令和元年度

令和2年度

令和3年度以降

段階的施行

本格施行 ・活動計画の作成、活動報告の徹底

・指導員申請方法の検討（方針の遵守、町規則及び各種様式の策定）

2 環境整備の視点

○閉校日の設定

目的：8月中旬に、学校に関わる活動を行わない日を設定し、教職員の休養日として健康増進と家庭生活の充実を図る。

内容：設定日は、原則として学校を閉校する。町が主催する会議、研修等は設定しない。

検証：教職員へのアンケート、年休取得の実態把握等

令和元年度

令和2年度

令和3年度以降

5日（土日含む）

5日（8/11（火）～15（土））

・冬季休業中の実施の検討等

国の動向等を注視しながら
運用について検討を進める

○夜間及び休日等の留守番電話による対応

目的：教職員の本来業務である、児童・生徒に係る時間及び授業研究・教材準備の時間を確保する。

内容：課業時間外、週休日を含む休日は留守番電話メッセージによる対応とする。

検証：教職員へのアンケート等

令和元年度

令和2年度

令和3年度以降

設置・活用

効果的な活用（設定時間・メッセージの変更等を含む）

○ I Cカードを利用した出退勤管理システムの導入

目的：教育委員会及び学校管理職が教職員の勤務実態を把握することで、業務改善への具体的な手立てを検討する基礎資料とする。また、教職員一人ひとりが自身の働き方を振り返るきっかけとする。

内容：指定したパソコンの画面に I Cカードをかざすことで、出勤・退勤時間が記録される。

検証：実態把握と分析

令和元年度

令和 2 年度

令和 3 年度以降

情報収集及び検討

導入（勤務時間の遵守に基づく措置の申請等を含む）

○ 統合型校務支援システムの導入

目的：校務の効率化を図り、教職員の事務処理に係る負担を軽減する。

内容：児童生徒に関するデータ（基本情報、成績、検診結果、その他）の一括管理、様式の統一等

検証：活用実態の把握等

令和元年度

令和 2 年度

令和 3 年度以降

検討・デモンストレーション

段階的な導入

3 人的支援の視点

○ スクールサポートスタッフの配置

○ I C T 支援員の配置

目的：・（スクールサポートスタッフ）事務作業や教材準備等を支援し、教職員の負担を軽減する。

・（I C T 支援員）校務支援システムの活用や I C T 授業の展開を円滑にする。

内容：・（スクールサポートスタッフ）各教科の教材準備の支援、記録の打ち込み・集計等の事務作業。

・（I C T 支援員）I C T 関連業務の補助・支援。

令和元年度

令和 2 年度

令和 3 年度以降

スクールサポートスタッフ事業（県）の活用とその検証
I C T 支援員に関する情報収集及び検討

検討・実施

○学生相談員（ボランティア）等の登録制度

目的：教員を目指す学生等が、実際に学校現場で児童・生徒と関わることにより、教職員を補助するとともに、将来に活かせるような実践力を身に付ける。

内容：学校での学習支援及び休み時間等の対応（スクールライフサポーター制度に準じる）

※スクールライフサポーター制度：将来教育に関わろうとする大学生等を県内の公立小・中学校へ派遣する事業（県）

令和元年度

令和2年度

令和3年度以降

情報収集及び検討

検討・実施

○地域人材の活用

目的：スポーツ、文化等の様々な分野で地域の人材を活用し、教職員の負担を軽減するとともに、地域に開かれた学校づくりを推進する。情報収集・関係機関との調整 等

内容：生涯学習課等との連携により、学校のニーズに対応できる人材の把握、学校への紹介等を行う。

令和元年度

令和2年度

令和3年度以降

情報収集・関係機関との調整 等

検討・実施

4 健康・安全の視点

○教職員のストレスチェックの実施

目的：教職員一人ひとりのストレスチェックを行い、結果を各個人へ通知するとともに、メンタルヘルス不調の教職員への面接等を実施し、勤務に係る環境改善を支援する。

内容：年1回の実施・活用

令和元年度

令和2年度

令和3年度以降

検討

実施

4 取組の進行管理について

学校における働き方改革推進のためには、本指針に示した内容を着実に実施することが重要です。そのため、次のように取り組みます。

○指針に基づく具体的な取組について、年度ごとに、主に教育課題検討会議で検証・検討を行い、内容の変更や追加等を含め次年度の取組に反映させます。

* 教育課題検討会議（令和元年度より設置。年5回程度開催）

目的 学校の実態及び社会情勢を踏まえ、学校における今日的課題について調査研究し、協議・検討を行う。

構成員 町内小・中学校管理職（校長2名、教頭4名）

町内小・中学校教職員（学校で中心的な役割を担う総括教諭または教諭 各校1名）

事務局 葉山町教育委員会教育部学校教育課

○検証にあたり、学校や教職員の実態把握のためのアンケート調査が必要な場合は、学校や教職員の負担にならないよう十分検討のうえ、必要最小限にとどめます。

5 おわりに

葉山の子ども達が、これからの予測困難な時代を生き抜く資質・能力を獲得できるよう、学校は多様な学びの機会の創出と展開を求められています。それらの学びを支える教職員一人ひとりがそれぞれの専門性を十分に発揮し、充実した教育活動を行うためには、学校における働き方改革の推進が不可欠であり、さらに、その改革を推進するためには、学校と教育委員会の連携、地域人材との協働、地域や保護者の理解が重要になります。

学校が、教職員にとって「快適な職場」となり、子どもたちや保護者・地域から信頼される「魅力ある学び舎」へとさらなる進化を遂げられるよう、本指針を新たなスタートラインとして、働き方改革を推進します。

令和2（2020）年 5月発行
葉山町教育委員会

事務局：学校教育課 葉山町堀内2050-9
046（876）1111